参考様式第5－1号

令和　8年　2月27日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

前橋市長　小川　　晶

市町村名 （市町村コード）	前橋市 （10201）
地域名 （地域内農業集落名）	粕川地区 （中之沢、室沢、月田、稲里、新屋、込皆戸、深津、女渕、田面、中、膳）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月26日 （第3回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

・区域内において、新たな農地利用に参画できる多様な担う者の確保が必要である。
・多くの面積を担っている集落営農法人の構成員も含め、全体的に農業者が高齢化しており、就農者も少なく後継者もいない。特に米麦や大豆作付は、機械導入や助成金の対象に認定農業者等に限られることから、水田利用が進まない。
・農業機械を持たない農地所有者が増えており、条件不利地の遊休農地化が特に激しい。

（2）　地域における農業の将来の在り方

現在、農業を営む者のほか、土地持ち非農家、農業に興味を持つ方などを加え、JA、行政等と連携し、従来以上に参画する集落単位での話し合いを持ち、農地の集団化、高度利用を進め、儲かる農業の展開を画る。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	1,026.2　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	939.2　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	－　ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内農地及び農振農用地区域外農地のうち、担う者一覧に登載されている者が耕作する農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
集落営農法人や認定農業者、新規就農者などのグループごとに話し合いを行い、それぞれの目線で現状の課題や今後の方針について情報共有を行う。
（2）農地中間管理機構の活用方針
前橋市農地利用最適化推進委員を中心に、農地の貸し手が安心できる施策があることを周知する。
（3）基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業は実施済みだが、今後担い手から要望があった場合は農地中間管理機構関連農地整備事業により農用地の大区画化等の検討を進める。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
・集落営農法人が指導を行い、水田の耕作を担う農業者を育成する。 ・粕川地区の一部では、ブロックローテーション方式を取っているため、新規参入者等に周知することで、水田利用者間で協力して耕作できるようにする。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業協同組合等は、農作業の受委託に努めるとともに、農業者の組織化の推進に取り組むものとする。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ、シカ、アライグマ等による農作物（水稲、飼料作物、果樹等）被害軽減のため、猟友会に有害鳥獣捕獲業務を委託し、捕獲頭数に応じて補助金を交付している。
③作業効率の向上のためドローンや自動操舵システム等のスマート農業を進める。
⑦地区北部の保全・管理等の実施。